

第4章 計画の基本的な考え方

■ 第1節 計画の基本理念

第1期計画においては、平成17年度に策定した「次世代育成支援行動計画」の基本理念『子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ』を継承しました。第2期計画においても、前計画からの連続性と整合性を保つため、以下のとおり基本理念を定めます。

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

- 子どもの最善の利益を尊重します。
- とともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- 子育てと仕事が両立できる社会を考えます。

■ 第2節 基本目標

基本理念のもと、次世代育成支援対策推進法や子ども子育て支援法の趣旨、基本指針等を踏まえ、第1期計画に掲げた5つの基本目標の実現に向けた取組みを継続して推進していきます。

基本目標

- ① 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- ② 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
- ③ 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり
- ④ 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- ⑤ 子どもの人権を守る環境づくり

第3節 施策の体系

基本目標	施策	施策項目
① 子育て・親育ちを応援する環境づくり P47～	1 次代の親を育む環境の整備・充実	(1) 市民の子育てに対する関心の醸成 (2) 子育て意識・親意識の育成
	2 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実	(1) 学校教育・就学前教育の充実 (2) 思春期健康教育・保健対策の推進 (3) 多様な体験活動の充実 (4) 子どもの遊び・学びの環境の整備
	3 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実	(1) ひとり親家庭の自立促進 (2) 障がいのある子どもの自立と社会参加 (3) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実 (4) 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実
② 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり P66～	1 地域の子育て環境の整備・充実	(1) 地域における子育て支援の推進 (2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進 (3) 放課後児童対策の充実 (4) 子育て支援ネットワークの充実
	2 母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実	(1) 母子の健康保持・増進 (2) 食育の推進 (3) 小児保健医療体制の充実
	3 少子化対策の推進	(1) 子育ての経済的負担の軽減 (2) 結婚の希望を叶える環境整備
③ 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり P81～	1 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実	(1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ (2) 多様な就労形態への働きかけ
	2 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する啓発の推進
	3 子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実	(1) 多様なニーズに応える保育サービスの推進【再掲】 (2) 放課後児童対策の充実【再掲】
④ 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり P87～	1 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実	(1) 居住環境の整備・充実 (2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
	2 子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実	(1) 子どもにとって安全な交通対策の推進 (2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進 (3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進
⑤ 子どもの人権を守る環境づくり P93～	1 子どもの人権が尊重される環境の整備・充実	(1) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実【再掲】 (2) 人権教育の推進 (3) 子どもが参画できるまちづくりの推進
	2 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援

第4節 重点的な取り組み

これまでの計画での目標、平成30年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえ、下記の4つの施策について、重点的に取り組むこととします。

重点施策

- ① 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実
- ② 高まる保育需要への対応
- ③ きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援
- ④ 学校教育、就学前教育の充実

重点施策の体系

施策名	事業名
① 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実 (母子保健、相談支援の充実等)	1 乳児家庭全戸訪問事業
	2 妊娠・出産支援事業(産前・産後サポート、産後ケア)
	3 利用者支援事業(母子保健型)・子育て世代包括支援センター、利用者支援事業(基本型)
	4 地域子育て支援拠点事業
② 高まる保育需要への対応 (幼児教育・保育の無償化対応、留守家庭児童会の充実)	1 保育所等の利用調整及び量の確保
	2 保育士確保事業
	3 保育コンシェルジュの拡充
	4 巡回支援指導員の配置
	5 留守家庭児童会運営事業の拡充
③ きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援 (虐待、発達支援、いじめ・不登校)	1 児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点
	2 発達支援システム推進事業(障がい児支援)
	3 いじめ・不登校等トータルサポート事業
	4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
④ 学校教育、就学前教育の充実	1 「教育のまち池田」総合企画推進事業
	2 小中一貫教育推進事業
	3 幼児教育サポート事業

① 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。
- 助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)をはじめ、産前・産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産支援事業により、妊婦や産後まもない時期の母子とその家庭の相談支援の充実に努めます。
- 妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対して、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実に努め、切れ目のない当事者目線の寄り添う支援に努めます。
- 地域子育て支援拠点(つどいの広場)の充実に努めます。

重点事業と指標

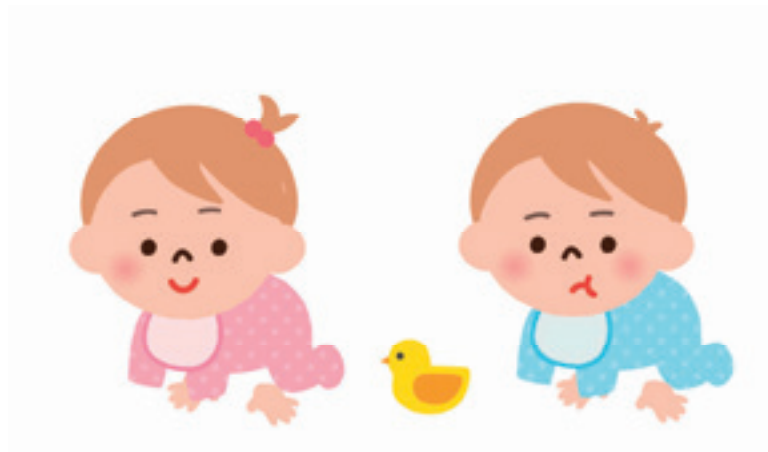
重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
乳児家庭全戸訪問事業 (健康増進課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。乳児の発育発達や産婦の心身の健康状態を確認し、きめ細やかな保健指導を行うとともに、育児支援の情報提供も行います。 本市では、新生児・未熟児・産婦の訪問指導も兼ねています。	訪問児童実人員	662人 (H30)	710人
妊娠・出産支援事業(産前・産後サポート、産後ケア) (健康増進課)	妊娠期・産後の相談支援を充実します。 ○産前・産後サポート事業：妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○産後ケア事業：産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型のサービスを行います。また、対象家庭の拡大や宿泊型等の実施について検討します。	産前・産後サポート事業延利用者数	298人 (H30)	450人
		健やか親子21(第2次)(※)必須問診項目「妊娠・出産について満足している者の割合」	77.8% (H30)	85.0%

※表内の「現状値」については、実績値と()内に該当年を表記している。以下、同様。



重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括 支援センター (健康増進課)	妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	健やか親子21(第2次) 必須問診項目「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」 「そう思う」4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査平均	67.4% (H30)	74.0%
利用者支援事業 (基本型) にじいろ (健康増進課)	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、相談に柔軟に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。			
地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援課)	子育て親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。また、利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	地域子育て支援拠点事業実施か所数	4カ所 (H30)	5カ所

※「健やか親子21」・・・平成13年から開始した母子の健康水準向上のための国民運動計画



② 高まる保育需要への対応

- 幼児教育・保育の無償化など高まる保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう、保育施設の整備、定員枠の拡大や保育士確保に取り組みます。
- 保育コンシェルジュの活用による保育に関する相談対応・案内に加え、専門知識のある職員が施設の巡回支援指導を行い、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図ります。
- 就学児童の保育の充実に向け、留守家庭児童会の取組みを拡充します。

重点事業と指標

重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
保育所等の利用調整及び量の確保 (子ども・若者政策課、幼児保育課)	高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。	年度当初時点の国基準待機児童数	0人 (R1)	0人
		利用定員数	1,789人 (R1)	2,258人
保育士確保事業 (幼児保育課)	「オール池田」での保育の量・質の確保を行うため、公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。	公私立保育士数 (フルタイム勤務、4月1日時点)	444人 (R1)	596人
保育コンシェルジュの拡充 (幼児保育課)	保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュの増員により、相談業務の深化を図り、利用者に寄り添った支援を行います。	保育コンシェルジュの配置数	1名 (R1)	3名
巡回支援指導員の配置 (幼児保育課)	各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上に繋がります。	巡回支援指導員の巡回実施延べ回数	年98回 (R1)	年122回
留守家庭児童会運営事業の拡充 (子育て支援課)	保護者の就労意向の高まりに伴うニーズの増大に対応するとともに、対象学年延長の早期実現に向け、教育委員会と協議を重ねてまいります。	入会児童数 (5月1日時点)	759 (R1)	1,180
		対象学年	3年生まで (R1)	6年生まで

③ きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援

- ノーマライゼーションの理念を基本に、障がい（児）・者の生涯にわたる一貫した地域での処遇体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点において児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行います。
- いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援するため、市立学校へ「スクールアシストメイト」を派遣し、校内における児童生徒支援の推進を図ります。
- 市立学校に、児童生徒の臨床心理に関して専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーや、児童生徒の取り巻く環境と子どもとの関係を捉えた上で環境改善を図るスクールソーシャルワーカーを配置します。校内における支援体制の充実ににより、様々な教育・環境課題に対する児童生徒のケアや保護者の不安解消に努めます。

重点事業と指標

重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点 (子育て支援課)	全ての子どもとその家庭及び妊産婦が安全で安心できる生活ができるよう、関連機関との連携により相談援助を行います。	教育や母子保健との連携及び連携強化	教育、母子保健との連携について検討 (R1)	教育、母子保健との連携システムの構築
発達支援システム推進事業（障がい児支援） (発達支援課)	情報共有ツール「いけだつながりシート Ikeda_s (イケダス)」や電子版イーイケダスを幅広く利活用してもらえよう、更なる周知に努めます。また、発達支援に関する関係機関との連携体制を構築していきます。	発達支援システム検討委員会	1回開催 (H30)	2回開催
		研修会等	9回 (H30)	10回
いじめ・不登校等トータルサポート事業 (教育センター)	スクールアシストメイトが学校教職員との連携のもとで支援活動をします。児童生徒に課題があったり不登校になったりした場合は、早期支援を行い、未然防止に取り組みます。さらに不登校傾向の児童生徒には「校内適応指導教室」等でも、個に応じた、より適切な関わりや支援を行い、学校・教室への復帰を支援します。	総年間活動回数 (日数)	総年間活動回数 (日数) 1,342回(日) (H30)	1,189回(日) ※早期支援及び未然防止により、活動数の減を目指します。

重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (教育センター)	いじめや不登校等の問題行動に対して、専門家を配置し、支援活動を行います。 スクールカウンセラーを市立小・義務教育学校へ配置し、心理面からのサポートをするとともに、スクールソーシャルワーカーを各学園(中学校区)に配置し、校内体制の整備や児童生徒の課題に対して環境面からのサポートを教職員と連携しながら行います。	年間相談回数 (回数) スクールカウンセラー (SC)	年間相談回数 (回数) SC 2,163回 (H30)	SC 2,500回
		スクールソーシャルワーカー (SSW)	SSW 257回 (H30)	SSW 2,500回



④ 学校教育、就学前教育の充実

- 義務教育9年間を連続した期間と捉えた教育課程を編成し、継続的な指導体制及び教育環境を整備します。
- 「池田の教育」を広く市民に発信していくため、新しい形での「教育フェスタ」を企画・運営し、教育講演会等を実施します。
- 幼児教育サポートチームの取組みにより、公私立を問わず乳幼児保育・教育の充実を図ります。

重点事業と指標

重点事業名 (担当課)	今後5年間の事業内容・方向性	指標値		
		指標名	現状値	目標値 R6
「教育のまち池田」総合企画推進事業 (教育政策課)	新しい形での「教育フェスタ」を企画・運営し、教育講演会等を通して、「池田の教育」を市民に広く発信します。	教育フェスタ参加延べ人数	約2,300人 (H30)	約3,500人
小中一貫教育推進事業 (教育政策課)	小中一貫教育推進委員会において、各学園の一貫教育の進捗状況を確認し、5学園が揃って邁進していけるよう取り組みます。	小中一貫教育推進委員会開催	6回 (H30)	6回
		チーフコーディネーター会議開催	11回 (H30)	11回
幼児教育サポート事業 (教育政策課)	保育の質の向上のための研修の充実を図ります。 幼小の円滑な接続に向けて研修会等を実施します。 幼児教育についての情報の発信を行います。	研修会の開催 (保育の質と幼小接続)	18回 (H30)	20回
		通信の発行	年5回程度 (H30)	年6回程度